

令和 8 年 8 月 21 日

生徒の皆さん
保護者の皆様

大阪府立吹田東高等学校
校長 田 尻 誠

警報等発令時及び地震発生時の措置について

本校の警報発令時及び地震発生時、交通遮断等に対する措置について、お伝えします。

1. 「暴風警報」またはすべての「危険警報・特別警報」に対する措置

学校生活のしおり 8 ページに記載してあるとおり、吹田市又は茨木市に「暴風警報」または「危険警報・特別警報」(※いずれの災害項目も対象)が発令された場合、以下の措置をとります。皆さんの居住地に発令されている場合にも登校を控えてください。大雨等、他の警報発令時は、通常通り授業等を行います。

- ① 午前 7 時現在解除の時、平常通り
 - ② 午前 10 時現在解除の時、5 時限より開始
 - ③ 午前 10 時現在発令中の時、臨時休業
- ※定期考査時については、裏面 4 を参照

2. 吹田市又は茨木市に震度 5 弱以上の地震が発生した場合の措置は、下記のとおりとします。

- ① 夜間・早朝に発生した場合
当日を自宅待機とします。
- ② 生徒の登下校時間帯に発生した場合
生徒は、自宅と学校のうち距離的・時間的に近い方に向かってください。
但し、移動が困難な場合は、最寄りの避難場所に避難してください。
- ③ 生徒の在校中に発生した場合
生徒は原則として、引き続き校内に待機。
安全確認ができた時点で、その後の対応については学校長が判断します。
- ④ 上記いずれの場合も、翌日以降の授業実施可否については、校内の設備被害、電気・水道等の供給、公共交通機関の運行等の状況を総合勘案し、学校長が判断します。
生徒の皆さんは、今後の予定についてはライデンメール、学校のホームページ等で確認してください (※ライデンメールの事前登録をお願いします)。

3. 公共交通機関の遮断・遅延等

運行状況、生徒の登校状況等を確認したうえで判断します。

通常の運休の場合、学校生活のしおり 8 ページに記載してある「交通機関遮断に対する措置」に準じて行います。

J R (京都線)、阪急電車、大阪モノレールの 3 線のうち、2 線以上で交通遮断が発生している場合に「暴風警報」またはすべての「危険警報・特別警報」に対する措置と同様の措置をとります。1 線のみ交通遮断の場合は、措置は行いません。

交通機関の遅延等が発生している場合については、運行状況、生徒の登校状況、教員の出勤状況等を確認の上、特に必要な場合には授業の繰下げ等を行います。

4. 定期考査時

以下の場合には考査を中止し、その日の時間割を考査終了予定日の翌日（休日の場合、その翌日）に延期して実施します。

なお、暴風警報等の発生地域が吹田市又は茨木市以外の場合は臨時休業とせず、延期日に実施予定であった授業を行います。

（※1.「暴風警報」またはすべての「危険警報・特別警報」に対する措置をとります）。

①以下に記載する本校生徒が居住する【対象地域】のいずれかの市町に、「暴風警報」または「危険警報・特別警報」（※いずれの災害項目も対象）が発令された場合

②午前7時から10時まで、JR（京都線）、阪急電車、大阪モノレールの3線のうち、2線以上で交通遮断が発生している場合

※以下に記載する【対象地域】のいずれかの市町に、震度5弱以上の地震が発生した場合

翌日以降の考査実施可否については、校内の設備被害、電気・水道等の供給、公共交通機関の運行等の状況を総合勘案し、学校長が判断します。

【対象地域】北大阪（豊中市・池田市・吹田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・豊能町・能勢町）、大阪市、守口市、門真市、寝屋川市

※ いずれの場合についても、安全を第一に考えた行動をとってください。

※ 緊急にお伝えする必要がある場合は、ライデンメール、学校のホームページ等でお伝えすることもあります。